

緊急時の児童の安全確保について

〔緊急対応マニュアル〕

災害等発生時又は予知された場合、学校では児童の安全を第一に考えて、次のような対応措置をとります。ご協力ください。

【登下校途中に緊急事態が発生した場合】

緊急事態発生

地震・火災	事件・事故・不審者 等
☆大きな壁等から離れる（地震） ☆その場から離れる（火災） ☆近くの大人に助けを求める ☆近くの公園・空き地等の安全な場所に避難する	☆その場から離れる ☆近くの大人に助けを求める ☆「ピーポ 110 番の家」やお店などに逃げ込む
学校か自宅か、近い方に避難する （※自宅に保護者がいない場合は学校に避難する）	
学校 校庭等の安全な場所に避難する	自宅 帰宅したできるだけ早く学校に連絡する （※保護者が留守の場合には学校で預かる）
保護者とともに帰宅する ※保護者に連絡がつかない場合には、学校で預かりを継続する	

◎臨時休校

午前 6 時の時点で杉並区に**特別警報**（大雨・暴風・風雪・大雪）が発令された場合には、**臨時休校**とします。学校より「teturu」でお知らせします。

◎自宅待機

午前 6 時の時点で杉並区に強い雨や風などに関する**警報**（暴風警報・大雨警報・洪水警報・※注意報ではありません）が発令されている場合には、**自宅待機**とします。

（特別警報・警報は気象庁のホームページ〈<http://www.ima.go.jp/ima/index.html>〉及び、電話による天気予報〈177 番〉、ニュース等で確認できます。）

◎登校

- 午前 6 時の時点で**警報**が出ていない場合には、**通常どおりの登校**となります。
- 午前 6 時の時点で**警報**が出ていて、それ以降に**警報**が解除された場合、登校時刻等を「teturu」でお知らせするとともに、その後ホームページにも掲載します。

※いずれの場合も、状況に応じて無理をせず、ご家庭で判断して安全に登校させてください。

この場合、遅れて登校しても遅刻にはなりません。

◎下校時刻の変更

登校後、台風等の状況により下校時刻を変更しなければならない場合には、「teturu」、およびホームページでお知らせします。

なお、就業時間内に**特別警報**が出された場合は、下校を見合わせ、防災計画に基づき学校待機となります。下校に関しては「引き渡し」を原則とします。

台風の接近等で、登校時刻が変更になる場合

学校から「teturu」を配信して、連絡するようにします。※連絡がない場合は、通常どおりの登校です。

【学校で緊急事態が発生した場合（下校措置）】

どんな時に使われるか	<u>学校が緊急引き渡しを必要と判断したとき</u> 例…特別警報 警戒宣言発令時 大地震の時 など	<u>学校が学年別下校を必要と判断したとき</u> (時程の変更がない場合) 例…事件・事故があった時 不審者が出没した時 など	<u>学校が一斉下校を必要と判断したとき</u> (時程の変更がある場合) 例…大雨・暴風雨警報発令時 子供が安全かつ速やかに一斉下校する必要がある場合 など
引取形態	緊急引き渡し	学年別下校	方面別一斉下校
連絡方法	<u>学校からは連絡できないと想定される</u> 発令内容等を正門に掲示 ※緊急メール配信を使って連絡を試みます。ホームページに公開される場合もあります。	<u>緊急メール配信がある</u> 連絡先…緊急メールで全員に配信します。 発信元…緊急メールは学校から発信されます。	<u>緊急メール配信がある</u> 連絡先…緊急メールで全員に配信します。 発信元…緊急メールは学校から発信されます。
	<u>杉並区危機管理室、防災課による防災無線、および各種メディアなどから確認</u>		
連絡を受けたら	<u>警戒宣言発令や震度5弱以上の地震が発生した場合には速やかに学校へ引き取りに向かう。</u> 徒歩のみ：自動車・自転車は乗ってこない。 担任に名のり、子供を引き取る。引き渡しカードの緊急引き取り者欄に記入された人のみに児童を引き渡すことになっている。	<u>自宅から出て下校経路まで出て、子供を出迎える。</u>	<u>保護者は下校経路まで迎えにくるか、解散場所で待って子供を引き取る。</u> 原則として解散場所まで教職員が引率してくる。 引取りのない子供は教職員と学校に戻ることもある。
すぐに引き取れなかつたら	子供は学校で保護されている。 警戒宣言等を聞いたらずくに学校に向かう。		連絡の取れない家庭の児童は原則として学校が保護する。